

# **(仮称) 堺ミュージアム基本計画策定準備支援・調査業務 仕様書**

## **1 委託業務名称**

(仮称) 堺ミュージアム基本計画策定準備支援・調査業務

## **2 業務目的**

(仮称) 堺ミュージアム（以下、「堺ミュージアム」という。）は、堺市が保有する歴史文化資料及び美術作品（アルフォンソ・ミュシャ作品を含む）等を集約して適切に保管・展示し、堺の歴史文化の価値と魅力の国内外への発信と未来への継承を担う拠点として整備を検討するものである。

本業務は、堺市が策定した（仮称）堺ミュージアム基本構想（以下、「基本構想」という。）を踏まえ、（仮称）堺ミュージアム基本計画（以下、「基本計画」）の策定に必要な情報整理、現状調査、課題整理、整備の基本的な考え方及び事業手法・スケジュール等の検討を行うことを目的とする。

堺ミュージアムの整備予定地としては、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の主要な構成資産である仁徳天皇陵古墳の周辺が最適であるとの考えから、旧大阪女子大学跡地または堺市博物館周辺での整備について、本業務の中で検討する。

なお、本業務では堺市博物館を核として、堺市立文化館、堺市ヒストリックカーコレクション、所蔵美術作品、中央図書館機能、公文書館機能（以下、「関連文化施設等」という。）の複合化について検討を行う。このうち、堺市立文化館、堺市ヒストリックカーコレクション、所蔵美術作品については複合化を前提とし、中央図書館機能、公文書館機能については、その必要性や実現に必要な条件を踏まえ、複合化の可能性を検討する。

また、関連文化施設等の複合化に関して、今後の基本計画策定に必要な前提条件（施設規模、管理運営、収蔵資料量、保存要件等）を整理し、整備対象地及び整備手法（新築、増築、建替え、堺市博物館改修等）の基本方針を検討する。

さらに、整備に伴い生じる既存施設等の跡地活用も含め、堺ミュージアムの基本計画策定に向けて必要となる諸条件の整理を行う。

## **3 履行期間**

契約締結日から令和9年3月31日まで

## **4 履行場所**

堺市博物館のほか、必要に応じて関連文化施設等の現地確認を含む。

## **5 関連文化施設等の概要**

○堺市博物館【複合化対象】【整備予定地】

- ▶ 所在地：堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 大仙公園内
- ▶ 敷地面積：16,416.69 m<sup>2</sup>  
(堺市博物館に係る都市公園内の設置許可の面積であり、増築の場合は変更もあり得る)
- ▶ 延床面積：6,371.18 m<sup>2</sup> (うち、収蔵面積：1,277.56 m<sup>2</sup>)
- ▶ 規模・構造：

	A 棟	B 棟	C 棟	D 棟
構造種別	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
用途	収蔵庫、ホール 学習室、機械室等	展示室	事務室、資材庫、工作室	IRCI
階数	地上 3 階 地下 1 階	地上 1 階	地上 1 階	地上 1 階
延床面積	3,460.79 m <sup>2</sup>	1,731.16 m <sup>2</sup>	890.29 m <sup>2</sup>	288.94 m <sup>2</sup>

- ▶ 竣工年：昭和 55 年度
- ▶ 法的規制：主な法的規制は次のとおり。
  - ・用途地域：第一種中高層住居専用地域
  - ・地区指定：大仙風致地区
  - ・世界遺産保全区域：百舌鳥・古市古墳群（緩衝地帯・重点ゾーン）
  - ・文化財指定：史跡百舌鳥古墳群
  - ・公園種別：都市公園（大仙公園）
- ▶ 備考：図面の詳細は別紙 1 参照。

○堺市立文化館【複合化対象】

- ▶ 所在地：堺区田出井町 1-2-200 ヘルマージュ堺式番館
- ▶ 敷地面積：639.55 m<sup>2</sup>
- ▶ 延床面積：2,431.03 m<sup>2</sup> (施設の詳細面積は下記のとおり)

<堺 アルフォンス・ミュシャ館>

- 1) 展示室
  - 3 階 展示室：141.30 m<sup>2</sup>
  - 4 階 第 1 展示室：130.85 m<sup>2</sup>
  - 4 階 第 2 展示室：140.65 m<sup>2</sup>
- 2) 収蔵庫

3 階 : 46.84 m<sup>2</sup>

4 階 : 22.69 m<sup>2</sup>

<ギャラリー>

1) 展示室

つつじ 1 : 58.73 m<sup>2</sup>、つつじ 2 : 58.73 m<sup>2</sup>

しょうぶ 1 : 41.78 m<sup>2</sup>、しょうぶ 2 : 83.56 m<sup>2</sup>

もず 1 : 74.07 m<sup>2</sup>、もず 2 : 74.07 m<sup>2</sup>

やなぎ 1 : 50.03 m<sup>2</sup>、やなぎ 2 : 50.03 m<sup>2</sup>

2) 控室

2 階 : 22.30 m<sup>2</sup>、3 階 : 12.41 m<sup>2</sup>

▶ 規模・構造 : 鉄筋コンクリート造 (地上 2~4 階)

▶ 備考 : 堺 アルフォンス・ミュシャ館にて保管できていない作品は、ヤマト倉庫で保管 (約 29 m<sup>2</sup>)

○堺市ヒストリックカーコレクション【複合化対象】

当該コレクション (全 50 台) については、現在、竹城台倉庫の地下 1 階 (約 870 m<sup>2</sup>) に保管している。竹城台倉庫の概要は以下のとおり

▶ 所在地 : 大阪府堺市南区竹城台 3 丁 21-21

▶ 敷地面積 : 2,058.88 m<sup>2</sup>

▶ 延床面積 : 1,630.44 m<sup>2</sup> (自転車置き場 5.36 m<sup>2</sup>含む)

▶ 規模・構造 : 鉄筋コンクリート造 (地上 1 階 地下 1 階)

○所蔵美術作品【複合化対象】

▶ コレクションの構成

所蔵美術作品 : 堺を中心とする関西圏における近現代作家の作品 約 850 点

庁内アート : 公共施設等で展示するために美術協会会員等から貰い受けた絵画 約 350 点

郷土資料 (福助人形) : 足袋の株式会社福助社から寄贈を受けた土人形を中心とする

郷土資料 約 1,800 点

▶ 保管 (民間倉庫) : 117.6 m<sup>2</sup> + 博物館収蔵庫分

▶ 年 1 回市内文化施設等において企画展を実施し広く公開している。

○中央図書館機能【複合化検討対象】

市立図書館全体の資料管理、全館運営支援にあたる機能 (本市図書館サービスを支える基盤としての機能) 及び「深い学びの研究拠点」としての機能。

▶ 所在地 : 堺区大仙中町 18-1

▶ 敷地面積 : 2,560.01 m<sup>2</sup> (現状)

▶ 延床面積 : 4,634.92 m<sup>2</sup> ※うち、書庫面積 : 1076.77 m<sup>2</sup> (現状)

▶ 必要設備（想定する設備）：

開架スペース（閲覧室、カウンター、研究個室、研究グループ室、資料展示スペース）

書庫スペース（貴重書庫、準貴重書庫、一般書庫、移動図書館用書庫、移動図書館作業室兼事務室、配本連絡便荷捌室）

業務スペース（事務室、資料整理業務作業室、現地装備室、作業室、見計らい室、会議・研修室など）

移動図書館車等駐車スペース（駐車場、車庫、接続道路等）

▶ 所蔵点数（想定する蔵書数）：

【開架資料】

地域資料 約 20,000 点      参考資料（辞書・事典等） 約 3,000 点

【書庫資料】

貴重資料 桐たんす 180 cm×150 cm×100 cm 1 棹、

桐箱小 89 cm×32 cm×25 cm 169 箱、

桐箱大 89 cm×42 cm×25 cm 26 箱（ほか紙箱多数）

準貴重資料 約 76,500 点

地域資料 約 55,000 点

保存雑誌 約 25,000 点

団体貸出用資料 約 14,000 点

○公文書館機能【複合化検討対象】

歴史資料として歴史的文書（本市の歴史を伝えるとともに、理解する上で必要と認められる公文書）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行う機能。

現在、歴史的文書は、堺市役所本館地下の公文書庫等に保管している。

▶ 必要設備：市民向け閲覧スペース、レファレンスカウンター、執務室（作業（資料の整備等）スペース含む）、資料保管用書庫等

▶ 所有資料：文書保存箱（幅 39cm×奥行 32cm×高さ 29cm） 約 2,500 箱

なお、歴史的文書は毎年収集しており、今後も毎年増加する。（※）

※現在の年間収集量を勘案すると、30 年後には 4,000 箱～5,000 箱程度となる見込みであり、増加分も含めた収蔵スペースが必要。

○旧大阪女子大学跡地【整備予定地】

▶ 敷地面積：51,443.67 m<sup>2</sup>

▶ 法的規制：主な法的規制は次のとおり。

・用途地域：第一種中高層住居専用地域

・地区指定：大仙風致地区

- ・世界遺産保全区域：百舌鳥・古市古墳群（緩衝地帯・重点ゾーン）
- ▶備考：都市計画法に基づく都市計画決定された都市公園区域を一部含む。  
大阪府との随意契約により取得した用地であり、指定用途が定められている。

## 6 業務内容

以下の業務を実施し、基本計画策定に向けた前提条件案として取りまとめる。

### 6-1. 業務着手・資料受領・進行管理

- 1) 発注者より提供される資料（基本構想関連資料、既存図面、過去の調査、改修履歴、運営資料）を受領し、内容を把握する。
- 2) 業務の進行表（工程表）を作成し、発注者の確認を得る。
- 3) 打合せの実施、議事録（打合せ記録）の作成、課題・決定事項の整理を行う。

### 6-2. 情報整理（現状把握・課題整理）

- 1) 堺市博物館に関する敷地・施設の現状把握（既存図、過去の調査、改修履歴等の整理を含む）を行う。
- 2) 堺市博物館、堺市立文化館、堺市竹城台倉庫に関する運営状況（運用、収蔵・保存、展示、教育普及等）及び来館者動線の現状把握を行う。
- 3) 上記 1) 2) を踏まえ、課題を整理する。
- 4) 旧大阪女子大学跡地と堺市博物館周辺における関係法令等の制約条件及び必要な手続き（許認可・協議事項等）を整理する。

### 6-3. 堺市博物館における継続利用の可能性検討

堺市博物館について、改修や一部除却、増築の可能性も念頭に置きつつ、継続的な利用の可否を技術的観点から確認することを目的に、既存図面、過去の調査、改修履歴を踏まえ、改修後に健全な状態とするために必要な改修内容の概略検討及び改修工事費の粗概算に資する情報整理を行う。

- 1) 構造躯体  
令和 8 年 9 月頃に実施予定の耐用年数調査結果を元に劣化状況と対策案を整理する。
- 2) 設備  
機器更新・修繕履歴に基づき、更新時期を迎えている主要設備について、更新が必要な設備を整理する。
- 3) 不具合箇所  
現状確認を行い、本来機能に対する障害の度合いを整理する。
- 4) 耐震  
本市からの貸与資料である過去の耐震診断資料を確認し、耐震補強の要否や対応方

針に関する論点整理（追加調査の要否、補強を行う場合の想定手法・留意点等）を行う。

#### 5) 堺市博物館の継続利用可能性検討

整理を元に継続利用の可能性を、機能的耐用年数、経済的耐用年数の観点から評価する。

### 6-4. 収蔵資料の把握（量的・保存条件）・展示に必要な条件等の整理

- 1) 発注者が保有する歴史文化資料、美術作品（アルフォンソ・ミュシャ作品を含む）、堺市ヒストリックカーコレクション、図書館収蔵資料、公文書について、発注者の提供する資料のリストや収蔵品データベース等のアーカイブ情報を基に、保管ボリュームや保管状況、保存環境条件および搬出入時の留意事項等について、新施設の収蔵計画検討のための基礎情報として整理する。

収蔵資料の把握に当たっては、発注者が保有する資料リスト及びデータベース等を活用し、網羅的な把握を基本としつつ、必要に応じて代表的な資料（サイズ、保存条件、取扱い等に特徴のある資料）の詳細確認を行うこと。

- 2) 現行の展示・過去の展示方針等を確認し、基本計画段階で必要となる展示の区分（常設／企画・特別）と展示に必要な条件（展示環境条件、バックヤード要件等）を整理する。
- 3) 上記を踏まえ、保管・保全、展示、搬送、前処理・修復等に必要となる施設機能について、その内容および検討すべき事項を整理し、複合化方針・諸室要件・整備対象地・整備手法検討の前提条件とする。
- 4) 展示構成計画として、展示テーマや展示手法の方向性（体験、デジタル活用等を含む）を整理し、必要機能・諸室要件へ反映する。

※なお、本項は基本計画に向けての準備調査業務であり、展示演出計画、展示空間計画は含まない。

### 6-5. 事業活動計画の立案

- 1) 堺ミュージアムにおける各種事業活動を整理し、それぞれの実施内容及び必要となる運営形態・組織構成（役割、必要人員の考え方等）について検討を行う。

なお、検討に当たっては、基本計画策定に資する観点から、各事業の方向性及び規模感が把握できる水準で整理することとし、詳細な業務分担や運営体制の設計までは求めない。

- 2) 事業活動を踏まえ、必要となる諸室及び整備内容の基本的な条件（諸室用途、面積の考え方、必要設備の方向性等）を整理する。

### 6-6. 複合用途化の方針検討

- 1) 下記を対象機能として、複合用途化の実現に向けた必要な条件を整理するとともに、機能間の連携のあり方や配置の考え方等を含めた複合用途化の方向性を検討する。

なお、検討に当たっては、複合用途化により各施設機能それぞれ及び全体として期待される効

果、想定される課題及び留意点について整理すること。

また、7～10 団体程度の他団体（公共団体に限らず）の実例についても整理すること。団体の選定については、「博物館」「美術館」「図書館」「公文書館」のうち 2 つ以上を複合化している団体とし、公共団体を実例とする場合は本市と同規模（面積・人口等）の団体を基本とする。ただし、該当する事例が 7 団体に満たない場合は、同規模の条件に限定せず事例を収集すること。

○文化施設機能

堺市博物館、堺市立文化館（堺アルフォンス・ミュシャ館、市民ギャラリー）、ヒストリックカー、その他所蔵美術作品

○中央図書館機能

「中央図書館再整備に向けた基本的な考え方（令和 7 年 12 月策定）」をもとに、機能に関する図書館サービスや諸室は発注者と協議の上で整理する。

○公文書館機能

歴史的文書を適切な環境で保存・管理し、請求があった場合は審査を行った上で閲覧に供するとともに、調査研究や展示等、利用の促進を行う機能

※対象範囲・前提条件は発注者と協議の上で整理する。

○附帯機能

ショップエリア、飲食エリア、観光案内エリア、その他必要な機能について検討すること。

- 2) 各機能について、運営上の要件、空間要件、保存・保全上の要件、セキュリティ、動線等の観点から複合施設として適切に運用できるための条件を整理するとともに、必要諸室及びその規模（概略）について整理する。整理に際しては収蔵作品や展示機能、ギャラリーの利用実態等を踏まえ必要な規模を算定すること。また、展示機能については、通常の企画展示に加え、特別展開催時に必要となる展示面積についても整理すること。

また、複合用途化による効果を発揮するために必要な諸室の共有化や機能連携のあり方等について、実現に向けた条件を整理する。

加えて、1) で挙げられたメリットの最大化を図るための方策（保管室や展示室、ホールなど共有できる諸室、専門人材の交流等）も合わせて整理する。

- 3) 「6-4. 所蔵資料の把握（量的・保存条件）・展示に必要な条件等の整理」及び「6-5. 事業活動計画の立案」を踏まえ複合用途化の基本的な考え方を取りまとめ、「6-7. 整備方針の検討」の前提条件とする。また、「6-5. 事業活動計画の立案」に関して、複合用途化を実現するために必要となる設備、運営体制等の条件についても整理する。

## 6-7. 整備方針の検討

- 1) 「6-6. 複合用途化の方針検討」を踏まえ、整備対象地及び整備手法方針を検討し、新築または増築の対象敷地範囲の検討を行う。
- 2) 検討に当たっては、整備対象地及び整備手法の異なる複数案（3 案程度※）を設定し、そ

れぞれについて、配置計画、アクセス条件、搬入条件、法的制約、公園との一体性、周辺観光資源との連携、整備コスト、環境負荷等の観点から、特徴、課題、実現可能性及び留意点について比較整理を行うこと。

なお、上記 2) の観点から優位性の高い案については発注者と協議を行った上で、前提条件や整備内容の具体化を含めたより詳細な検討を行うこと。

※例：旧大阪女子大学跡地での新築／堺市博物館の改修+増築／堺市博物館周辺で  
建替え

また、必要に応じて建築基準法第 48 条の許可申請協議を実施すること。

- 3) 概算整備費（粗概算）は算定条件・根拠・内訳を明記すること。

※地盤状況は既存建物と同等と想定して概算する。

※本業務に地盤調査は含まない。（対象地確定後に別途実施）

- 4) 堺ミュージアムの整備対象地が旧大阪女子大学跡地とならなかった場合の当該跡地利活用及び旧大阪女子大学での整備となった場合の堺市博物館利活用のサウンディングを行う。

サウンディングに当たっては、利活用の可能性がある業種・業界・民間事業者を想定し、5 社程度選定の上、跡地利用の「市場ニーズ」「利活用案」「公募条件」等の本市が指定する内容について意見聴取（面談方式を想定）を行う。

## 6-8. 事業手法・財源の整理

- 1) 整備運営に係る事業手法（PFI 等民活手法を含む）を整理し、導入可能性について、コスト、リスク分担、運営の柔軟性、専門性確保等の観点から整理する（定性的比較）。

また、建設手法（直営、PFI 等）、運営形態（直営、指定管理者制度等）についても考えられる手法について整理する。

※VFM 算定等の定量評価および民間事業者の参入可能性に関する市場調査は含まない。

- 2) 事業手法も踏まえ、適用可能性のある補助制度を整理する。また、補助制度以外に獲得できる財源についても整理する。

## 6-9. 事業スケジュールの作成

基本計画案以降の想定手続き、段階（PFI 導入可能性調査・設計・整備・運営準備等）を踏まえ、事業スケジュール案を作成する。

## 6-10. 市民からの意見聴取（ワークショップ形式）

公募によって参加した市民が議論に参加できるような手法や内容を企画・運営支援を行うこと。

回数は 4 回程度、参加人数は 50 人程度とする。その際はファシリテーターの確保及び必要な調整を行うこと（ファシリテーターの謝礼金は本業務に含む）。なお、公募の広報、手続きは本市が行う。

## 6-11. 報告書編集・とりまとめ

検討結果を基本計画策定の前提条件として整理し、成果品として取りまとめる。

## 7 業務範囲

- 1) 本業務は、配置計画を作成することを目的とするものではなく、収蔵・展示に関する条件及び運営上の合理性に基づき、複合化対象機能を適切に成立させるための条件を比較検討の上、整備対象地・整備手法（新築・堺市博物館改修+増築 等）の基本方針を立案し、発注者の意思決定に必要な前提条件を整理することを目的とする。
- 2) 整備方針検討は、今後の基本計画策定につながる範囲で行うものとし、基本計画に相当する図面作成や各案の詳細な設計精査は含まない。
- 3) 測量、地盤調査、土壌汚染調査は含まない。
- 4) PFI 等の検討における VFM 算定等の定量評価および市場調査は含まない。

## 8 中間報告

### 1) 中間報告（1 回目）

令和 8 年 9 月 30 日までに、「6-3. 堺市博物館における継続利用の可能性検討」について、その時点における検討状況を整理し、報告を行う。「6-6. 複合用途化の方針検討」、「6-7. 整備方針の検討」については、その時点における検討状況を整理し、方向性に関する考え方をとりまとめ、報告を行う。

※報告する内容及び形式については、別途、発注者と協議を行う。

### 2) 中間報告（2 回目）

令和 8 年 11 月 20 日までに、「6-3. 既存博物館における継続利用の可能性検討」、「6-4. 収蔵資料の把握（量的・保存条件）・展示に必要な条件等の整理」、「6-6. 複合用途化の方針検討」、「6-7. 整備方針の検討」について、その時点における検討状況を整理し、方向性に関する考え方をとりまとめ、報告を行う。

※報告する内容及び形式については、別途、発注者と協議を行う。

## 9 成果物

受注者は、以下を提出すること。なお、各検討項目については、図表等を用いて視覚的に整理し、意思決定に資するよう分かりやすく取りまとめること。

### 1) 業務報告書一式

報告資料	仕様書該当部分
情報整理資料	6-2.情報整理（現状把握・課題整理）

堺市博物館継続利用可能性検討結果整理資料	6-3. 堺市博物館における継続利用の可能性検討
収蔵・保存・展示に関する条件整理資料	6-4. 収蔵資料の把握（量的・保存条件）・展示に必要な条件等の整理
事業活動計画の立案資料	6-5. 事業活動計画の立案
複合用途化の方針検討結果資料	6-6. 複合用途化の方針検討
整備方針の検討結果資料	6-7. 整備方針の検討
事業手法・財源の整理資料	6-8. 事業手法・財源の整理
事業スケジュール案	6-9. 事業スケジュールの作成
市民からの意見聴取結果まとめ	6-10. 市民からの意見聴取（ワークショップ形式）
打合せ記録、その他関連資料	

2) 上記に係る電子データ形式

※データについては、OSはWindows、文書ファイルはWord形式（拡張子.docx）、表計算ファイルはExcel形式（拡張子.xlsx）を原則とし、それ以外のデータについては、発注者においてデータの修正ができるよう、協議して定めるものとする。

※成果物の提出形態（紙／電子）、印刷・製本の要否、部数、概要版・プレゼン資料の要否、提出媒体は発注者が別途指定する。

## 10 業務実施体制

- 1) 受注者は、業務の進捗を管理する責任者を配置すること。
- 2) 管理技術者または担当技術者として一級建築士の資格を有する者を配置すること。  
また、不動産鑑定士、宅地建物取引士、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門〔都市および地方計画〕）又は技術士補の資格を有するものを配置し、特に「6-7. 整備方針の検討 4）」業務については、これらの資格を有する者を中心に業務を実施すること。
- 3) 必要に応じて発注者と打合せを行い、迅速かつ適切な業務推進に努めること（WEB会議可）。また、発注者の求めに応じて庁内で開催する会議に出席し、説明や資料作成等の支援を行い、必要に応じて議事録の作成を行うこと。
- 4) 業務開始に当たり進行表を作成し、進捗管理を行うこと。

## 11 想定スケジュール

時期	項目
令和8年8月	打合せ、業務実施計画書作成
9月	仕様書に定める各種調査・検討（打合せは発注者と調整の上、実施） 中間報告（1回目）

10月	仕様書に定める各種調査・検討（打合せは発注者と調整の上、実施） 市民からの意見聴取（ワークショップ形式）
11月	仕様書に定める各種調査・検討（打合せは発注者と調整の上、実施） 中間報告（2回目）、市民からの意見聴取（ワークショップ形式）
令和8年12月 ～令和9年2月	仕様書に定める各種調査・検討（打合せは発注者と調整の上、実施） 市民からの意見聴取（ワークショップ形式）
3月	仕様書に定める各種調査・検討（打合せは発注者と調整の上、実施） 最終報告

## 12 その他

- 1) 本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に無償で譲渡するものとし、本業務により得られた成果品、資料及び情報等について、受注者は、本市の許可なく第三者に公表、貸与、使用、複写してはならない。
- 2) 本業務に関する協議、打ち合わせの必要経費、その他調査に要する費用はすべて受注者の負担とする。
- 3) 本業務のために必要となる機器、消耗品その他の物品は受注者が用意し、またその費用を負担する。
- 4) 本業務を実施するに当たっては、労働基準法、堺市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行すること。
- 5) 本仕様書に記載のない事項が生じた場合は発注者及び受注者双方が協議の上定めるものとする。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

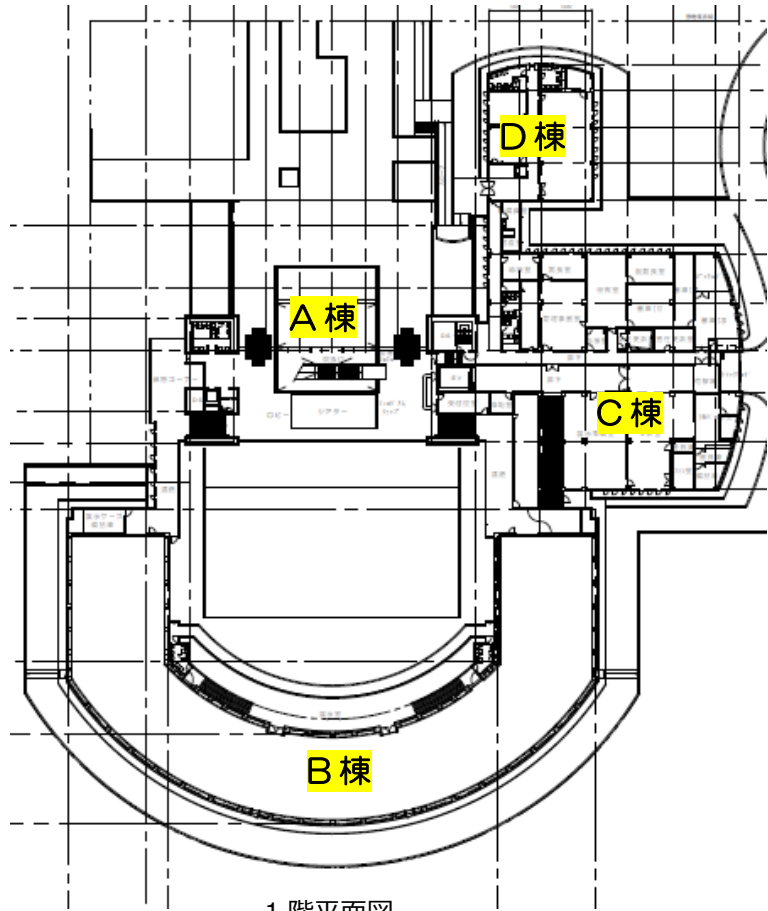
受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

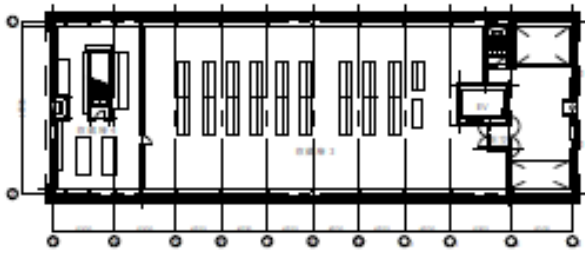
- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

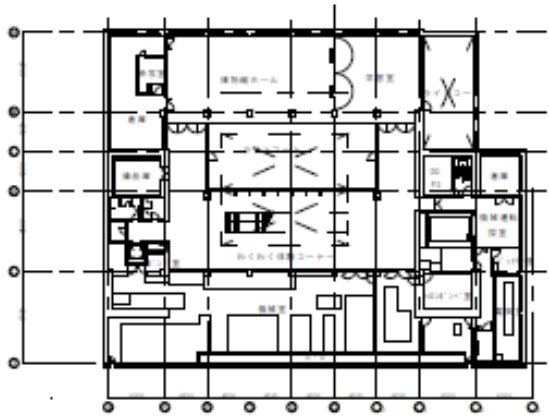
- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。



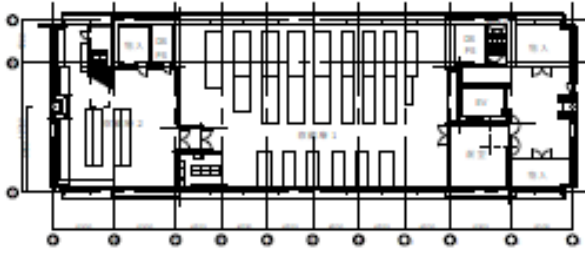
1階平面図



3階平面図



地下1階平面図



2階平面図